

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 8 年 8 月 10 日

収支等命令者

佐賀県総務部税政課長 木 下 修 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 税総合情報システム周辺機器賃貸借契約
- (2) 契約の仕様等 税総合情報システム周辺機器賃貸借仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 14 年 1 月 31 日まで（賃貸借期間
令和 9 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日まで）
- (4) 履行場所 佐賀県総務部税政課長が認めた場所

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加すること
のできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第
129 号）第 1 項の規定に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該
当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て
がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立て
がなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形
又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置

を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県総務部税政課（新館6階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7022

電子メールアドレス zeisei@pref.saga.lg.jp

(2) 関係様式の交付期間及び交付方法

令和8年8月10日（月）から同年8月26日（水）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 入札説明書等に対する質問書の受付等

本契約の内容及び入札手続等に関する質問については、別に定める質問書に質問内容を記載し、令和8年8月20日（木）午後5時までに(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は令和8年8月25日（火）午後5時までに質問者及び同日までに競争入札参加資格確認申請書を提出した者に電子メールにより回答を送付する。

なお、回答日時以降に競争入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、その都度電子メールにより回答を送付する。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める入札参加資格確認申請書及び添付書類を(1)まで持参し、又は郵送すること。

イ 提出期限

令和8年8月26日（水）午後5時（郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

ウ 競争入札参加資格の審査

提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定する。

入札参加資格の確認結果は、令和8年8月31日（月）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(7)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(7)のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

オ その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札書の提出方法

関係様式に定める入札書を(6)に直接持参し、又は(1)の担当課に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和8年9月2日（水）午後5時までに(1)の担当課に必着とする。

また、封筒に「税総合情報システム周辺機器賃貸借契約に係る入札書在中」と表書きすること。

到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年9月3日（木）午前10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館5階 法務私学課
内会議室

(7) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除する。

(8) 入札方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に関係様式に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、本契約の履行期間（60 か月）に係る賃貸借料等の総額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

また、本契約の支払いは 60 ヶ月の履行分を 1 ヶ月毎の 60 期に等分する。（分割した額に 1 円未満の端数がある場合は、端数の合計額を令和 9 年 2 月の賃貸借に係る分の額に加算する。）

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記すること。

(9) 落札者の決定方法

ア 規則第 105 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせるも

のとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札価格のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。

ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は3回を限度とし、落札者がいない場合には令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の該当入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなことがある。なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(8)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 1 人で 2 以上の入札をした者

サ 代理人でその資格のないもの

シ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(11) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(12) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合

(13) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに関係様式に定める入札辞退届を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続並びに契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号により免除する。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

(7) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、佐賀県財務規則の定めるところによる。

(8) 契約書別記 1 の特記事項に違反した場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。

(9) 当該契約に係る業務に従事する者又は従事していた者が、当該契約に係る事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）上の罰則規定（第 44 条及び第 45 条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（条例第 47 条）に基づき処罰されることがある。